

○ 入学者選抜制度全般について

Q 1 特色選抜とはどのようなものですか。

A 将来の目標や興味・関心、適性等に応じて、中学生が高等学校を主体的に選択できるよう、特色選抜を実施する各高等学校は、どのような生徒を募集しているかを「特色選抜の趣旨」で示しています。また、検査については、学力検査を実施するとともに、学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査から、各高等学校が1つ以上を選択して、自校の特色に応じた選抜を行います。

Q 2 特色選抜に合格した場合、入学を辞退することはできないのですか。

A 特色選抜に合格した場合は、入学を辞退することはできません。また、合格者は、特色選抜の合格発表後に実施される当該年度の公立高等学校の入試に出願することもできません。

Q 3 特色選抜で不合格となった場合、一般選抜で再度同じ高等学校の同じ学科（コース）に出願できますか。

また、特色選抜を受検せずに、一般選抜に出願できますか。

A 特色選抜で不合格となっても、その学科（コース）で一般選抜を実施する場合は、出願できます。

また、特色選抜を受検していなくても、一般選抜に出願できます。

Q 4 一般選抜合格者のうちで入学辞退者があった場合、追加の合格はあるのですか。

A 一般選抜で入学辞退があれば、各高等学校は、あらかじめ定めた候補者の中から追加で合格者を決定します。追加合格については、高等学校長から中学校長を通じて、本人に連絡します。

なお、追加合格者の決定は、二次募集の学力検査前日の3月22日(木)までです。

○ 検査について

Q 5 学校独自検査とは、どのような検査ですか。

A 学校独自検査は、独自問題、口頭試問、実験、自己表現に関するもの等があり、高等学校が検査問題を独自に作成して実施する検査です。

各高等学校が実施する検査の種類や内容等については、「入学者選抜概要」を参照してください。

Q 6 特色選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。

A 特色選抜における面接の内容は、「自己アピール文」を資料として、志望動機や、学科やコースでの学習に対する関心・意欲などをみる質問などがあります。

なお、面接と口頭試問を同じ時間帯で実施する学校もあります。

実技検査の内容は、体育や芸術に関する技能等をみる検査となっています。

なお、「実技検査受検種目届出票」を提出する学科があります。

各高等学校の面接、実技検査の内容や検査当日の持参品等の詳細については、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q 7 奈良県教育委員会が作成する学力検査問題や高等学校が独自に作成する学校独自検査問題等では、新しい中学校学習指導要領の内容も出題範囲となるのですか。

A 学力検査等の出題範囲は、現行の中学校学習指導要領に定められた内容と、中学校学習指導要領の特例（平成20年文部科学省告示第99号）に基づき平成21年度から先行実施されている中学校数学及び理科の移行措置の内容です。奈良県教育委員会事務局学校教育課のWebページ（ホームページ）にも、平成24年度入試の出題範囲を掲載しています。

Q 8 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。

A 「自己アピール文」は、特色選抜における面接実施校及び大和中央高等学校定時制課程における入学者選抜のA選抜及びB選抜において用いる資料です。

志願する理由、中学校や地域での活動及び資格の取得等について、特にアピールしたいことを具体的に記入して出願時に提出するものです。

ただし、「自己アピール文」そのものを点数化することはありません。

Q 9 一般選抜や二次募集でも面接を実施する高等学校がありますが、「自己アピール文」は用いないのですか。

A 一般選抜及び二次募集で実施する面接では、「自己アピール文」は用いません。

Q10 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。

A 特色選抜（面接実施校）、二次募集、大和中央高等学校入学者選抜及び十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜で点数化します。

なお、一般選抜（定時制課程、榛生昇陽高等学校福祉科及び十津川高等学校）、帰国生徒等特例措置及び定時制課程成人特例措置では、面接を実施しますが、点数化はせず、合否判定の際の資料とします。

Q11 平成23年度入試に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。

A 各高等学校が独自に作成した問題は、当該高等学校の事務室や県庁東棟1階の県政情報センターで、閲覧したり、有料で写しの交付を受けたりできます。ただし、著作権法で保護されている著作物が掲載されている問題については、その該当箇所に、「この部分については、著作権の問題により、公表できません。」と記載している場合もあります。著作権法で保護されている著作物を引用している問題（完全版）が必要な場合は、奈良県情報公開条例による開示請求の手続きが必要です。

なお、平成21～23年度入試の県教委作成による特色選抜と一般選抜の学力検査問題は、奈良県教育委員会事務局学校教育課のWebページ（ホームページ）に掲載しています。ただし、平成21・22年度入試の国語の問題については、著作権法で保護されている部分は掲載していません。

○ 「特技に関する記録〔体育〕」について

Q12 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要となるのですか。また、点数化するのですか。

A 特色選抜で、添上高等学校スポーツサイエンス科及び大和広陵高等学校生涯スポーツ科へ出願する場合に必要です。また、各高等学校があらかじめ定めた基準に基づいてこれを点数化し、調査書成績に加算します。

Q13 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体カテスト」は、いつの時期に測定した結果を記載すればよいのですか。

A 中学3年次に測定した、ベストの記録を記入してください。
記入する記録は、文部科学省が定める「新体力テスト実施要項（12～19歳対象）」に基づいて実施したものでなければなりません。
なお、過年度卒業者についても、中学3年次の記録を記入してください。

Q14 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。

A 中学校在籍中の活動実績を評価しますので、中学校に入学するまでの活動歴は記入しないでください。

Q15 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記載すればよいのですか。

A 「競技成績」の上位の方を記載してください。

Q16 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように書けばよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように書くのですか。

A 「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、それぞれの最も上位の競技成績を記入してください。
また、ソフトテニス、テニス、卓球、バドミントンのダブルス等については、「個人」として扱い、陸上競技、水泳競技などのリレー種目については、「団体」として扱って記入してください。

Q17 「特技に関する記録〔体育〕」を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料」を添付する必要はありませんか。

A 「特技に関する記録〔体育〕」を高等学校に提出する際に、資料を添付する必要はありませんが、中学校で保存してください。
ただし、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するに当たっては、競技成績や活動の記録等を証明する資料に基づいて行ってください。
資料の例 ○ 競技成績等がわかる賞状や新聞記事

- 団体競技の場合は、本人が当該大会に出場したことが分かるメンバー表

これらの資料がない場合は、所属団体等が証明した活動実績が分かる資料に基づいてください。

以上のような資料が「特技に関する記録〔体育〕」を作成するにあたって必要です。

なお、作成に用いた資料は、中学校で1年間保存してください。また、調査書の「その他の活動の記録」欄にも同じ内容を記入するようにしてください。

Q18 「特技に関する記録〔体育〕」に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを書けばよいのですか。

- A 日本中学校体育連盟が開催している大会がない競技については、この欄に、競技種目・ポジション等、活動期間、活動の母体となる組織（競技の協会・連盟、スポーツクラブ、ジム等）、活動の内容（競技力の向上・体力の向上等に向けた取組）、研修会・講習会・記録会等への参加の状況などを記入してください。

なお、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するにあたっては、活動の記録等を証明する資料に基づいて行い、作成に用いた資料は中学校で1年間保存してください。

- 「調査書の特別な取扱い」について

Q19 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。

- A 「調査書の特別な取扱い」は、募集人員の9割以上の合格者を決定した後に、残りの人員について、合否判定の際、中学校等での活動実績等も積極的に評価するというものです。

「調査書の特別な取扱い」は、特色選抜及び一般選抜において、一部の高等学校で実施します。調査書のその他の記載事項の中で重視する事項を各実施校が定めて点数化し、調査書成績に加算して合否を判定します。また、この取扱いによって合格する人数（「合格人数枠」という。）はあらかじめ定められています。

「調査書の特別な取扱い」を実施する学校・学科（コース）ごとの重視する事項、合格人数枠、この取扱いによる加点の上限（満点）は「入学者選抜概要」で確認してください。

Q20 「調査書の特別な取扱い」は、どの高等学校で実施するのですか。
また、どのような活動実績等が評価されるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、平成24年度特色選抜では9校で、一般選抜では15校で実施します。県立高等学校と市立高等学校の実施校及び評価される活動実績等は、「入学者選抜概要」に記載しています。集約すると次表のとおりです。

○特色選抜（県立高等学校8校、市立高等学校1校）

高等学校名（学科・コース）	部活動等			特別活動 （生徒会等）	検定等
	芸術	文化	スポーツ		
奈良朱雀（すべての学科）		○	○		
高円（音楽）	○				
二階堂（国際理解）		○	○		○
桜井（書芸・英語）					○
御所実業（すべての学科）		○	○	○	○
榛生昇陽（人間探究、福祉）	○	○	○	○	
法隆寺国際 （歴史文化、国際英語、国際教養）		○	○	○	○
吉野（すべての学科）			○		
高田商業（商業）			○		

○一般選抜（県立高等学校15校）

高等学校名（学科・コース）	部活動等			特別活動 （生徒会等）	検定等
	芸術	文化	スポーツ		
平城（教育コース以外の普通科）			○		
高円（普通）	○	○	○		
郡山（普通）		○	○	○	
添上（普通）	○	○	○		
二階堂（普通）		○	○		○
樫原（普通）	○	○	○	○	○
桜井 （普通科のすべてのコース）	○	○	○		○
五條（すべての学科・コース）	○	○	○		
大字陀（普通）		○	○	○	
榛生昇陽 （すべての学科・コース）	○	○	○	○	
西和清陵（普通）		○	○		
法隆寺国際（すべての学科）		○	○	○	
大和広陵（普通）			○		
大淀（普通）			○		
山添分校（農業・家政）	○	○	○	○	

※ 特色選抜で定員の100%を募集している学科（コース）で募集人員が満ちた場合は、一般選抜を実施しないので注意してください。

※ 二階堂高校の普通科には、国際理解コースを含んでいます。

Q21 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、受検者数が学科（コース）の募集人員を超えた場合に実施します。

また、第2志望を勘案する学科（コース）において、受検者の第2志望により募集人員を越えた場合も実施します。

Q22 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」にあたる活動を行っていた者しか評価しないのですか。

A 特色選抜及び一般選抜では、「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校であるかにかかわらず、合否の判定においては、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」）の内容を考慮して、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して総合的に行うこととなっています。したがって、すべての受検者に対して、「重視する事項」以外の活動内容等についても評価することになります。

ただし、「調査書の特別な取扱い」において調査書成績に加算するのは、実施校が示す「重視する事項」の評価点となっています。

Q23 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、各学科（コース）について、合格人数枠を定めています。詳しくは、「入学者選抜概要」で確認してください。

Q24 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。

A 高等学校入学後に調査書に記載された部活動等の活動を行わなくてもかまいません。平成23年度入試まで実施していた「スポーツ選考」では、「スポーツ選考」を希望して特色選抜に合格した場合、高等学校入学後、入学願書に記入した運動部に所属して活動することになっていましたが、「調査書の特別な取扱い」では、そのようなことは求めています。

○ 第2志望について

Q25 第2志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高等学校において、第2志望が認められる学科（コース）の範囲及び第1志望を優先する割合については、「入学者選抜概要」のⅦ高校別概要（31～79ページ）に記載していますので、確認してください。

Q26 「第2志望の取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「入学者選抜概要」に「順位を付けて2学科まで志願することができる学科等の範囲」と、その範囲での「第2志望の取扱い」を示しています。

ここでは、各学科（コース）において第1志望を優先する人数を「第1志望を優先する割合」として示しています。第1志望の者を対象として合否の判定を行った後に、残りの人員については、第2志望の範囲にある各学科（コース）で第2志望の者も含めて合否の判定を行います。

Q27 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2志望としても、第2志望では合格しないということですか。

A 第1志望を優先する割合が10割となっている学科（コース）の第1志望による受検者数が募集人員に満たなかった場合は、残りの人員について第2志望の者が合格する場合があります。

Q28 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第2志望はあるのですか。

A 調査書の特別な取扱いを実施する学科（コース）で、併せて「第2志望の取扱い」を行う場合があります。したがって、入学願書に第2志望を記入した場合、第2志望の学科（コース）で合格する可能性があります。

○ 大和中央高等学校入学者選抜について

Q29 入学願書の「第1志望」「第2志望」欄は、どのように記入すればよいのですか。

A 「第1志望」「第2志望」欄には、志望する部名を記入してください。

第1志望をⅠ部又はⅡ部とした場合、いずれの場合もⅢ部を第2志望にすることはできません。また、第1志望をⅢ部とした場合、Ⅰ部又はⅡ部を第2志望にすることはできません。

したがって、A選抜の志望については、下記に示す5つのパターンのみとなりますので記入方法を間違えないように注意してください。

なお、B選抜についてもA選抜と同様に記入することになりますが、1つの部のみで募集される場合と、Ⅰ部とⅢ部又はⅡ部とⅢ部という2つの部で募集がある場合は、「第2志望」欄に斜線を記入してください。

<A選抜での記入方法>

- 1 第1志望がⅠ部、第2志望がⅡ部
- 2 第1志望がⅠ部、第2志望は希望しない（「第2志望」欄に斜線を記入）
- 3 第1志望がⅡ部、第2志望がⅠ部
- 4 第1志望がⅡ部、第2志望は希望しない（「第2志望」欄に斜線を記入）
- 5 第1志望がⅢ部、第2志望は希望できない（「第2志望」欄に斜線を記入）

Q30 A選抜で不合格となった場合、B選抜に再度出願できますか。
また、A選抜を受検せずに、B選抜に出願できますか。

A A選抜で不合格となっても、B選抜に出願できます。ただし、Ⅲ部はB選抜を実施しますが、Ⅰ部とⅡ部については、A選抜で定員に満たなかった場合のみB選抜を実施しますので、注意してください。また、B選抜には、A選抜を受検していなくても、出願できます。

Q31 A選抜に合格した場合、入学を辞退することはできないのですか。

A A選抜に合格した場合は、入学を辞退することはできません。また、合格者は、A選抜の合格発表後に実施される、当該年度の公立高等学校の入試に出願することもできません。

Q32 通信制課程における入学者選抜の願書はどこで交付するのですか。また交付期間は、いつですか。

A 交付は、大和中央高等学校で行います。
 交付期間は、平成24年1月29日（日）、2月12日（日）、19日（日）、29日（水）、3月18日（日）、25日（日）、26日（月）の午前9時から午後3時までです。
 なお、通信制課程二次募集の入学願書受付の3月21日（水）と3月27日（火）は、入学願書の交付はしませんので注意してください。

○ 調査書成績等について

Q33 高等学校によっては調査書の各教科の学習成績や学力検査の得点を加重配点するということがありますが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。

A 奈良太郎さんの成績を基に、A高等学校の調査書成績とB高等学校の学力検査成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

【例1】A高等学校（国語と数学と英語の調査書成績にそれぞれ15点の加重配点）

□奈良太郎さんの調査書の各教科の学習成績と合計点（135点満点）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
12	10	14	12	8	10	8	10	11	95点

$$15(\text{加重配点満点}) \times \frac{12(\text{国語の学習成績})}{15(\text{満点})} = 12 \quad \dots\dots \text{国語の加重配点}$$

$$15(\text{加重配点満点}) \times \frac{14(\text{数学の学習成績})}{15(\text{満点})} = 14 \quad \dots\dots \text{数学の加重配点}$$

$$15(\text{加重配点満点}) \times \frac{11(\text{英語の学習成績})}{15(\text{満点})} = 11 \quad \dots\dots \text{英語の加重配点}$$

[加重配点後の調査書成績の満点（180点満点）]

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
24	10	28	12	8	10	8	10	22	132点
(+12)		(+14)						(+11)	

加重配点後

【例2】B高等学校（加重配点後の学力検査成績の満点は300点）

□奈良太郎さんの学力検査の得点と合計点（250点満点）

国語	社会	数学	理科	英語	合計
36	32	45	43	38	194点

$$194(\text{学力検査合計点}) \times \frac{300(\text{加重配点後の満点})}{250(\text{加重配点前の満点})} = 232.8 = 233\text{点}$$

加重配点後の
学力検査成績
(小数第1位を四捨五入)

Q34 二次募集では、選抜資料に調査書を用いるのですか。

A 平成24年度入学者選抜から、二次募集の選抜資料として調査書を用います。

Q35 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出席する場合、学習成績はどのように算出するのですか。

A 県内中学校から出席する生徒と同様に算出し、各教科15点満点とします。

Q36 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。

A 日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設からの編入学を除き、外国の学校から第3学年の第1学期以降に編入学した生徒については、調査書の各教科の学習成績の合計点が135点満点ではなく、90点満点や45点満点等となります。

詳しくは、調査書及び学習成績一覧表等作成要領4外国の学校から中学校に編入学した生徒の調査書の作成等について（42ページ）で確認してください。

Q37 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。

A 調査書のその他の記載事項の欄である「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」の各欄には、それぞれ記入する内容を指定しています（42ページ参照）ので、頭髪のことなどについては記入しないでください。

なお、受検に際して配慮すべきことがあれば、事前に中学校から当該高等学校に書面等で連絡してください。様式等は特に定めていません。

○ 事務処理等に関することについて

【出願者名簿について】

Q38 以前まで「出願者名簿」の備考欄に記入していた、受検に際して配慮すべきこと及び過年度卒業者の応募資格等にかかわる情報は、他の資料等に記さなくてよいのですか。

A 受検に際して配慮すべきことは、必要に応じて当該高等学校に書面で連絡してください。様式等は特に定めていません。

また、過年度卒業者については、応募資格等を中学校で確認の上、出席するようにしてください。

【入学願書について】

Q39 入学願書の様式の主な変更点は何ですか。

A 【特色選抜の願書の変更点】

「スポーツ選考運動部名」と表示していた欄を 削除しました。

【各願書に共通する変更点】

受検票の志願者氏名に、「ふりがな」を記入することを追加しました。

Q40 平成24年3月に卒業し、二次募集を受検する場合、二次募集の入学願書の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを○印で囲めばよいのですか。

A 「出身中学校又は在学中中学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、平成24年3月1日付けで該当するものを○印で囲むことになっています。例えば、平成24年3月15日に卒業した場合、二次募集の入学願書には「卒業見込み」を○印で囲んでください。

Q41 入学願書等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。

A (1) 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。

(2) 外国籍の生徒等の氏名については、原則として「登録原票記載事項証明書」の記載に基づき、本名で記入してください。

ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。

通称名のみで記入を希望する場合、入学願書には通称名のみを記入し、調査書には、本名と（ ）書きで通称名を併記してください。

(3) 印は、入学願書の氏名と符合するものにしてください。

Q42 入学願書の氏名がアルファベットの場合、ふりがなや印はどのようにすればよいのですか。

A ふりがなは、平仮名で記入してください。また、印は、Q41(3)に準じてください。

Q43 生年月日は、和暦、西暦のどちらで記入してもよいのですか。

A どちらで記入してもかまいません。

Q44 入学願書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科（コース）名を、どのように記入すればよいのですか。

A (1) 学科（コース）名の記入方法について

・学科（コース）名は、「入学者選抜概要」に基づいて記入してください。

・特色選抜、一般選抜及び二次募集で、志願する高等学校の学科にコースがない場合は学科名を記入し、コースがある場合は「○○コース」とコース名のみを記入でもかまいません。

(2) 第1志望・第2志望欄の記入方法について

・1学科（コース）のみの場合や、2以上の学科（コース）があっても、第2志望

を認めていない場合は、第1志望の欄に志願する学科名あるいはコース名を記入し、第2志望欄は斜線を記入してください。（調査書も同様。）

- ・ 2以上の学科（コース）があり、第2志望が可能な高等学校へ出願する場合で、第2志望を希望するときはその学科名あるいはコース名を、第2志望を希望しないときは斜線を、第2志望の欄に記入してください。（調査書も同様。）

〈特色選抜での例〉

- ・ 五條高等学校 …… 第1志望 「まなびの森コース」
第2志望 斜線
- ・ 青翔高等学校 …… 第1志望 「スーパーサイエンスコース」
第2志望 「理数コース」

Q45 入学願書に貼る写真は、シール式の写真を使用してもよいのですか。

A シール式の写真を使用してもかまいません。ただし、プリクラ系の写真等、色の落ちる可能性がある写真は不可とします。

なお、写真の裏面には、氏名と中学校名を書いてください。

Q46 県の収入証紙を購入しましたが、不要となった場合に、返金してもらえますか。

A 代金の還付は、県会計局でのみ行っています。代金の還付方法等については、県会計局会計課国費決算係（電話：0742-27-8912）までお問い合わせください。

【調査書について】

Q47 調査書の用紙が変更されたのですか。

A 調査書の用紙は、P P C用紙を使用することに変更しました。量販店等で市販され、通常、コピー用紙として使用している用紙をお使いください。

Q48 調査書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科（コース）名を、どのように記入すればよいのですか。

A 入学願書と同様に記入してください。（Q44参照）

Q49 調査書の「その他の活動の記録」欄にスポーツ活動、文化活動等の諸活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。記入に当たっては、調査書及び学習成績一覧表等作成要領1調査書(6)のウ(42ページ)にあるように、賞状や記録集、証明書等によって活動実績を確認してください。

なお、その際、個人が特定される中学校名や地域名は書かないように願います。例えば、「〇〇市主催」というような具体的な地域名ではなく、「市主催」などを記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（45ページ））

また、特色選抜において、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」にも同じ内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

【学習成績一覧表及び学習成績分布表について】

Q50 県内や県外中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 受入れ校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
ただし、平成23年12月23日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q51 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

- A (1) 転・編入学の場合
ア 平成23年12月22日以前に転・編入学した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。
・転・編入学した生徒を含めた全生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 平成23年12月23日以降に転・編入学した生徒については、学習成績一覧表に含める必要はありません。
(2) 転出の場合
ア 平成23年12月21日以前に転出した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・転出した生徒の生徒番号をそのまま残し、成績を削除してください。
・在籍生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 平成23年12月23日以降に転出した生徒については、学習成績一覧表に含めたままにしてください。

Q52 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。
また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

- A 過年度卒業者（平成18年3月以前の卒業者を除く。）の調査書の学習成績については、当該生徒に関する生徒指導要録の第2学年及び第3学年の評定を基に算出してください。この場合、各教科ごとに、第2学年を5点満点、第3学年を10点満点、各教科15点満点で算出してください。
また、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q53 学習成績一覧表を作成する際、特別支援学級の生徒は、どの学級の在籍とすればよいのですか。

- A 学習成績一覧表は、「学級ごとに別葉で作成」することとなっています。ただし、特別支援学級については、その学級を1学級として作成してもかまいませんし、もとの所属学級に入れて作成してもかまいません。

Q54 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありませんか。

- A 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありません。
学習成績一覧表及び学習成績分布表は、平成24年1月17日（火）から19日（木）までの間に、学校教育課長に提出してください。

Q55 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。

- A 従来どおり中学校長から学校教育課長に提出されますので、高等学校長からの申し出があれば閲覧することができます。

【出願書類の各種様式について】

Q56 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をコピーして使用してもかまいませんか。

- A (1) コピーを使用してもよいもの
- ・「自己アピール文」記入票、各種実技検査受検種目届出票、欠席届、入学辞退届、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願
 - ・上記の各様式については、奈良県教育委員会事務局学校教育課のWebページ（ホームページ）から印刷していただいても結構です。ただし、印刷の際には各要項等で示した様式と同じ大きさになるように注意してください。
- (2) コピーを使用してはいけないもの
- ・各選抜の入学願書は、配布したものを使用してください。
 - ・各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表、学習成績分布表及び「特技に関する記録〔体育〕」の作成にあたっては、奈良県教育委員事務局学校教育課のWebページ（ホームページ）からダウンロードした平成24年度奈良県立高等学校入学者選抜用の「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。
 - ・県外中学校から出願する場合、調査書及び「特技に関する記録〔体育〕」については、配布された用紙に記入してください。

○ 帰国生徒等特例措置について

Q57 帰国生徒等特例措置を実施する法隆寺国際高等学校と高取国際高等学校では、複数の学科がありますが、どの学科を希望してもよいのですか。
また、第2志望は認められるのですか。

- A どの学科でも希望できますが、各学科の特色や学習内容などを事前によく調べ、十分理解の上、出願してください。
また、順位を付けて2学科まで志願することができる学科の範囲は、次に示すとおりです。

法隆寺国際高等学校：国際英語科・国際教養科の2学科の範囲

高取国際高等学校：国際英語科・国際コミュニケーション科・国際文化科の3学科の範囲

なお、二階堂高等学校を志願する場合や、法隆寺国際高等学校の普通科又は歴史文化

科を志願する場合、また、第2志望を希望しないときは、「第2志望」欄に斜線を記入してください。

Q58 帰国生徒等特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。

- A 平成23年度入試から、数学及び英語の学力検査については特色選抜の学力検査問題を用いて実施しています。また、学力検査以外に作文及び面接の検査を実施します。
- なお、数学及び英語の学力検査問題では、一部の漢字にルビをふるなど、受検者の日本語能力に配慮した形で表記しています。また、作文の検査問題は奈良県教育委員会で作成しますが、指定されたテーマについて日本語で作文する問題となっています。
- 奈良県教育委員会事務局学校教育課のWebページ（ホームページ）に平成23年度入試の作文の問題を掲載していますので、参考にしてください。

○ その他

【検査日の持参品について】

Q59 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。

- A 三角定規は、理科の学力検査等では使用できますが、数学の学力検査等では使用できませんので注意してください。
- 新学習指導要領の実施に伴い理科の学習指導において三角定規を使用する場合があるため、平成24年度入試から、特色選抜と一般選抜の受検票に、持参品として「三角定規」を追加しています。

Q60 受検当日、携帯電話を持参しても問題ありませんか。

- A 携帯電話については、各選抜の受検票にも、「携帯電話等、不必要なものは持参しないこと。」と明記しています。
- 高等学校においては、これまでからも、万一所持している場合は検査終了時まで預かるなどの処置をとっていただいておりますが、入学者選抜の円滑な実施のため、中学校においても、携帯電話等、不必要なものは持参しないよう、引き続きご指導ください。

【私服等の英単語等について】

Q61 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。

- A 他の生徒の迷惑や有利・不利が生じる可能性もあります。中学校において、英単語や漢字などの書かれていない服や筆記用具を用いるようご指導ください。
- 高等学校においては、出願の際に注意を促していただくなどの対応をお願いします。

【配慮受検について】

Q62 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。

- A 中学校長は、志願校が決定していなくても、事前に奈良県教育委員会事務局学校教育

課学事係に相談してください。急には対応できないこともありますので、早めの相談をお願いします。

なお、入学後の配慮が必要な生徒については、保護者・本人の了解を得た上で、合格発表後速やかに、中学校から当該の高等学校に連絡してください。

【入学志願許可申請について】

Q63 奈良県公立高等学校入学者志願許可申請書の様式2では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。

A 県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領2、4、5、6に該当する方は出願することができます。

ただし、居住地の府県の公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、その入学者選抜の結果が出てから奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願してください。また、同様に、奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、奈良県公立高等学校の入学者選抜の結果が出てから、居住地の府県の公立高等学校の入学者選抜に出願するようにしてください。

なお、奈良県以外の公立高等学校に出願するに当たっては、居住地の入学者選抜の要項で出願資格について必ず確認してください。